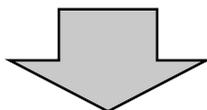


長浜市

に認知症の条例 ができました

長浜市で認知症のある人（軽度認知障害を含む）は、**約9,500人**と推計され、市民の**約12人に1人**の割合です。

※『認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究(2023年)』参照



認知症は誰もがなり得る病気です。
認知症のある人をはじめ、すべての市民が、安心して、いきいきと暮らせる地域をつくるため「長浜市認知症とともに生きる基本条例」を令和7年3月に制定しました。

長浜市



- ・認知症のある人が安心して暮らせるまちをつくりまします。
- ・市の取組の効果を振り返り、より良いものにします。

市民の皆さん

- ・認知症に関する正しい知識と理解を深めましょう。
- ・お互いの支え合いの声かけ、見守りに努めましょう。



それぞれの役割

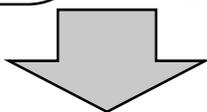
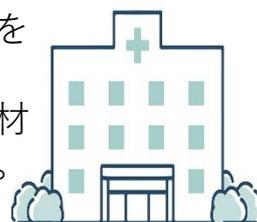
事業者



- ・認知症のある人や、その家族が働きやすい環境を整えましょう。
- ・認知症について、職場で必要な知識を学べる機会をつくりましょう。

関係機関

- ・認知症のある人や、その家族に適切な情報提供をしましょう。
- ・専門的な知識を持つ人材の育成に努めましょう。



認知症があっても自分らしく暮らし続けることができるまち

条例の
全文



認知症に
関する
取り組み



お問合せ先
長浜市 長寿推進課
☎0749-65-7841